

## 秘密保持契約書（案）

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託する多言語電話通訳サービス業務（以下、「本業務」という。）を実施するあたり、甲乙間において開示される秘密情報について、次のとおり秘密保持契約を締結する（以下、秘密情報を開示する当事者を「開示者」といい、開示される当事者を「被開示者」という。）

### （目的）

第1条 甲及び乙は、本業務を円滑に実施する目的として、相互に必要と認められる範囲で、相手方に対し、秘密情報を開示する。

### （秘密情報の定義）

第2条 本契約において秘密情報とは、書面、口頭その他方法を問わず、相手方に開示された、開示者の営業上、技術上その他業務上の一切の情報をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは秘密情報に該当しない。

- （1）相手方から開示される以前に公知であったもの
- （2）相手方から開示された後に、自らの責めによらず、公知となったもの
- （3）相手方から開示される以前から自ら保有していたもの
- （4）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの
- （5）相手方から開示された秘密情報によることなく、独自に開発したもの

### （目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、相手方から提供された秘密情報を第1条で規定する目的以外に使用してはならない。

### （秘密保持義務）

第4条 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を厳重に保管及び管理するものとする。

- 2 甲及び乙は、事前に相手方から書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報を第三者に開示又は漏洩しない。ただし、裁判所からの命令、その他法令に基づき開示が義務付けられる場合はこの限りでない。
- 3 甲及び乙は、前項ただし書に基づき、秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方に通知するものとする。
- 4 被開示者は、第1項に基づき開示者の書面による承諾を得て第三者に秘密情報を開示する場合に

は、秘密情報の取り扱いに関して当該第三者（以下、「再委託先」という。）との間で本契約に記載された条件と同等の内容の契約を締結するものとする。

- 5 再委託先が、甲が乙へ取扱を委託した秘密情報を漏えい、盗用するなど本契約に記載された条件に違反した場合には、乙が本契約に違反したものとして、甲に対して責任を負うものとする。

（複製）

第5条 甲及び乙は、事前に相手方から書面による承諾を得た場合を除き、秘密情報を複製しない。

（開示の範囲）

第6条 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を、自己の役員又は従業員（以下、「従業員等」という。）に開示する場合には、秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。なお、この場合甲及び乙は、当該従業員等に対して本契約による自己と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該従業員等の行為について全責任を負う。

（秘密情報の帰属）

第7条 甲又は乙から相手方へ開示された全ての秘密情報は、各開示者に帰属するものとし、相手方に対する秘密情報の開示により、特許権、商標権、著作権その他のいかなる知的財産権も譲渡されるものではなく、また、使用許諾その他いかなる権限も与えられるものではない。

（秘密情報の返還）

第8条 甲及び乙は、第10条で規定する開示期間が満了したとき又は相手方から要求があったときは、秘密情報（第5条に基づき複製された場合はその複製物を含む。）を相手方の指示に従い、返還又は破棄するものとする。

（損害賠償義務）

第9条 甲及び乙は、本契約に違反して、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、本業務の対価の範囲内において当該損害を賠償する責めを負う。

（開示期間）

第10条 本契約に基づき、秘密情報が開示される期間は、本業務開始日から本業務終了日までとする。

（有効期間）

第11条 本契約は、甲乙間の本業務に関する取引期間中のみならず、本業務終了後も引き続き有効なものとする。

（準拠法）

第12条 本契約は、日本国法に準拠するものとする。

(合意管轄)

第13条 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第14条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、その解決に当たるものとする。

本契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通ずつ保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 宜野湾市伊佐3丁目4-1 第5タテルマンビル3階

氏名 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

理事長 上江洲 隆

乙 住所